

発議第15号

「子ども・子育て新システム」に反対し保育制度の拡充を求める意見書

標記について、会議規則第14条の規定に基づき提出する。

平成22年12月22日提出

提出者 高山市議会議員 若山 加代子

賛成者 高山市議会議員 伊 篤 明 博
牛 丸 尋 幸

「子ども・子育て新システム」に反対し保育制度の拡充を求める意見書

現在、国において検討されている新たな保育制度「子ども・子育て新システム」は、すべての子どもに切れ目のないサービスを保証するとしながら、市場原理による保育サービス産業化や直接契約・直接補助方式の導入など介護保険をモデルにした保育制度改革に加えて、幼保一体化や最低基準の地方条例化まで、十分な議論のないまま強引に進めようとしている。

現行の保育制度は、国と地方自治体の公的責任、最低基準の遵守、公費による財源保障と応能負担を制度の柱としており、すべての子どもの保育を受ける権利を保障してきた。

しかし、現在検討されている国の制度改革の方向は、国の責任を市町村に委ねるだけでなく、児童福祉法第24条にもとづく市町村の保育実施責任を大幅に後退させるもので、保育の地域間格差が広がるだけでなく、家庭の経済状況により子どもが受ける保育のレベルにも格差が生じることになりかねない。あわせてそれぞれ成り立ちも運営形態も異なる幼稚園と保育園を一体化することに対して拙速な結論を出すことは、社会に大きな混乱を引き起こすものである。

今必要なことは、国と地方自治体の責任で保育・子育て支援を拡充し、十分な財源を確保することなど、すべての子どもに質の高い保育を保障するための保育制度の拡充である。

よって国におかれては、「子ども・子育て新システム」を撤回し、国と地方自治体の責任のもとに保育制度の拡充を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月22日

高山市議会